JASTPRO 405
貿易手続簡易化のために
2012-06
財団法人　日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

記事1. 第19回国連CEFACTフォーラム出席報告（後半） …… 1

記事2. ◇連載◇ 貿易契約の諸問題（2） …… 24
早稲田大学名誉教授　朝岡 良平

記事3. 国連CEFACTからのお知らせ …… 33

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事1. 第19回国連CEFACTフォーラム出席報告（後半）

2012年4月16日から20日まで、ジュネーブで開催された第19回国連CEFACTフォーラムに出席致しましたので、その概要を先月号（5月号）と今月号の2回に分けてご報告致します。

財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
業務第三部長　平井 一海

第1回（前号2012年5月号に掲載）

1. 会議の概要
2. 第19回フォーラムの特記事項
3. PDAグループ別の活動概要
   - 3.1 PDA#1 -- 貿易および運輸円滑化
   - 3.2 PDA#2 -- サプライチェーン
   - 3.3 PDA#3 -- 行政

第2回（本号に掲載）

3. PDAグループ別の活動概要（続き）
   - 3.4 PDA#4 -- 産業分野特化
   - 3.5 PDA#5 -- 技法および基礎技術
   - 3.6 ビューロプログラム支援

参考資料1：フォーラム参加者（国別内訳）
参考資料2：「公開データ交換」のための枠組みについての技術報告書作成プロジェクト趣意書
参考資料3：第18回総会に於ける勧告37号に関するTim McGrath氏の説明、
　　および質疑応答（抜粋）
参考資料4：貿易円滑化ドメインによる新規プロジェクト提案書
参考資料5：農業ドメインによる新規プロジェクト提案書

3.4. PDA#4 -- 産業分野特化

3.4.1. 担当ビューロ副議長

Bruno Prepin氏 および Harm-Jan Van Burg氏

3.4.2. 関係ドメインとそのコーディネータ

① 農業：Frans van Diepen氏
② 保健・厚生：未定

③ 保険：Andreas Schultz氏
④ 旅行・観光：Akio Suzuki氏

3.4.3. 出席状況

上記3.1.3（5月号に掲載）同様の理由で、正式な登録出席者リストは無いが、農業ドメインは、最大13名が出席した。

3.4.4. 報告された会期中の活動の概要

このPDAは、ドメイン同志の関係が希薄であり、一つのドメインとして横断的なテーマを見出しにくく、一体的に活動することは、無理がある。それぞれのドメインの活動報告は下記の通り：

① 農業ドメイン

このグループは、冒頭に記した通り、フランス政府およびオランダ政府の強力な後押しを得て、活発な活動を展開している。

会期中の成果報告は以下の通り：

i）eCERT（動植物検疫の電子証明書）

採用国は、オーストラリア、ニュージランド、中国、日本、韓国、シンガポール、メキシコ、ケニア、オランダ、EUなど10ヶ国を超え、名実共に世界標準としての地位を確立した。

更なる普及拡大のために、オーストラリア、ニュージランドなどの先行事例を基に、導入ガイドを作成する方針。

ii）新規プロジェクト

- eLabs農業関係の調査研究機関の分析検査報告書のEDI標準開発プロジェクト

  フランス政府が進めてきた国内研究機関のEDIプロジェクトであるSACHAを土台に、国際標準化を図る。5月中をめどに、3ヶ国ルールをクリアし、プロジェクトを立ち上げて、BRS（ビジネス要件仕様書）の起草に着手する。本プロジェクトの提案書草案は、巻末の参考資料5をご参照下さい。

- eFOOD Chain

  食の安心・安全に対する行政および消費者のニーズの高まりを背景に、農林水産業の生産管理情報の電子化によるトレーサビリティの信頼性向上とデータ交換・伝達の標準化による情報伝達の信頼性向上、迅速化と事務効率化を、関係産業において大宗を占める中小企業の支援を活動中心に据えて、進める新プロジェクトを検討中。

- 花卉市場売買ビジネスの電子化（Flower Auctions）

  現行版の業際インボイス（CII）ではカバーされていない花卉市場売買ビジネスに関わる要件（買い手によるインボイス発行、花束の処理など）を改訂し、現在利用中のUN/EDIFACT INVOICからの以降を図る。

● 鮮魚のトレーサビリティ確立のための電子化（Fish Traceability）

プロジェクト提案書とBRSを起草中、世界の漁業国に参加を呼びかける予定。

iii）会期中に行われたプレゼン

（A）フランスのECOPHYTO 2018

◆ フランス政府農務省は、2008年からの10年計画で、同国の農産物の農薬使用量を50%削減する政策プロジェクトを進めている。

◆ 病害の元となるバクテリア、細菌、寄生虫などのデータベース構築、およびフランス国内2700箇所で行う検査データを集積する情報処理システムの構築はAgroEDIが担った。

◆ データ交換は国連CEFACTの技術仕様に準拠、データ項目は共通辞書（コア構成要素ライブラリ）2011年後期版に収容。

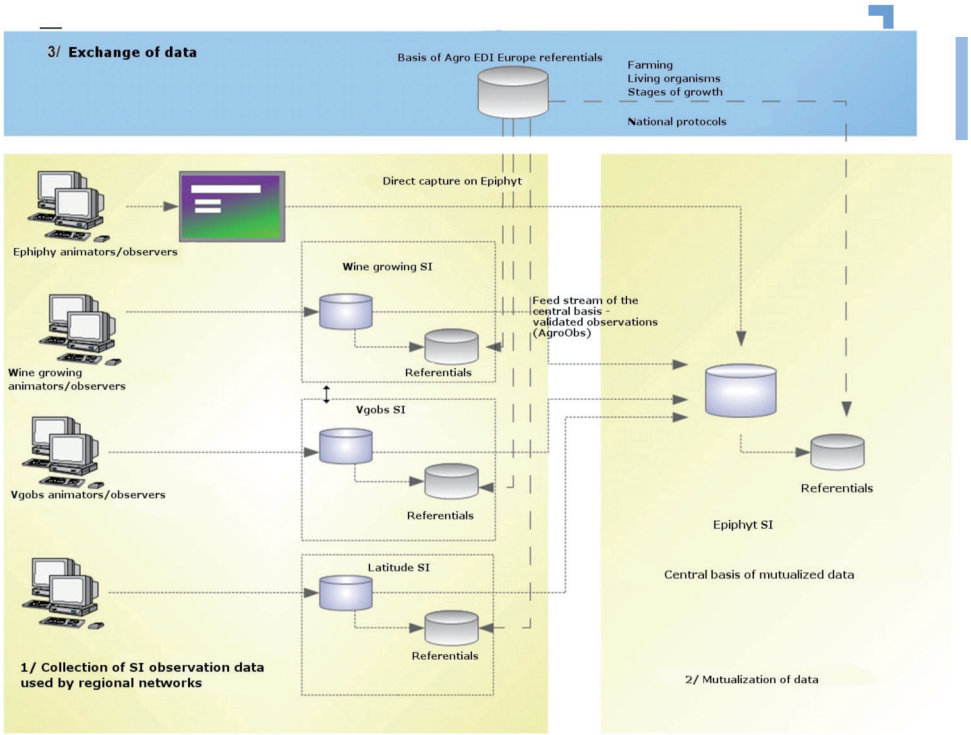

（B）EU漁業海事総局のFISHERIESシステム概要

マグロを始めとする漁業資源保護のための協定に基づく監視体制を効率化するため、船籍国をまきこんで漁船の航海日誌の電子化を進め、当局がデータ収集をEDIで行い、正確性と迅速性の向上を図るシステム（ERS: Electronic Reporting System）の構築を進めている。当該プロジェクトは国連CEFACTの外で開発を進めているが、モデル化技法、BRS, RSMは国連CEFACTの開発手法に準拠している。

（C）EU保健・消費者保護総局のTRACES概要

EUが運営している動植物検疫証明書管理および動物トレーサビリティ管理システム。

➢ ニュージランドの検疫所とのeCERTのデータ交換を実現済み

➢ 米国農務省のeTDE（electronic Trade Data Exchange System）から、欧州向けに輸出される農林水産品についてWTO SPS協定に基づく検疫証明書のEDI化をeCERTにより進めており、2012年中に酪農製品の証明書のEDIを稼働させ、その後、水産品、豆類、アーモンドに適用を拡大する。

② 保険業界については、米国はACORD、欧州はeEG7（European Expert Group for Insurance）が中心になってEDI標準化を進めており、国連CEFACTフォーラムには連絡窓口役が出席した。国連CEFACT活動には、共通辞書の整合化作業（Harmonization）に参加している。

③ 旅行・観光

既存プロジェクトの作業を継続、特記事項は無い。

3.5. PDA#5 -- 技法および基礎技術

3.5.1. 担当ビューロ副議長

Peter Amstutz氏 および Tim McGrath氏

3.5.2. 関係ドメインとそのコーディネータ

このPDAでは第18回フォーラムにおいて、一体性を保ち、縦割りの弊害を防ぐため、ドメインコーディネータを指名しない事を決めた。

3.5.3. 出席状況

上記3.1.3（5月号に掲載）同様の理由で、正式な登録出席者リストは無いが、他のPDAからの参加も含め、最大20～25名が出席した。

担当副議長のPeter Amstutz氏が欠席のため、このPDAは、Tim McGrath氏が一人で仕切った。

3.5.4. 会期中の活動の概要（その1） -- 国連CEFACTの新たな技術的枠組みの構築に向けた公開討議（Open discussion on new Technical Framework）

① 本年2月に開催された第18回総会では国連CEFACT外部の標準開発組織との協業（無原則的に進めるものではないが、一部のアウトソース化を視野に入れている）の方針が、活動計画の第1部（活動概要）中の下記の表記として承認された。

> （c）貿易円滑化活動に関与する国連CEFACT以外の主要な当事者、および標準開発組織との間で、活動の重複を回避し、ベストプラクティスに基づく国際的に整合性のある枠組みを共に構築していくことを視野に入れて協業を進める。

② この活動方針を受けて、今回のフォーラムでは、担当副議長のTim McGrath氏の議長役の下で、同氏がたたき台として提示した「新たな技術的枠組み」についての公開、自由討議が2日間にわたり行われた。

③ 同氏が提示した「新たな技術的枠組み」は、かなり抽象的なビジョンレベルのものであり、フォーラム出席者に明確な理解を得られるまでの時間を割くことは難しく、本格的な議論は、次回の第20回フォーラムに向けて進められるであろう。

同氏のイニシアチブが、長年にわたり国連CEFACTの活動を支えてきたベテランの専門家の賛同・支持をどこまで得られるかは、現時点においては予測不能であるが、国連CEFACTを取り巻く周囲の環境の変化に対応し、組織の持続可能性を保持するための同氏の努力は評価に値すると考える。同氏の今後の使命は、国連CEFACTがこれまで長年にわたり培ってきた技術基盤についての正確な理解の上に立って、外部のリソースの活用と連携を、左記の様な悪循環に陥ること無く、参加専門家の意識改革を如何に効果的かつ適切に進めて行くことにあると考えられる。

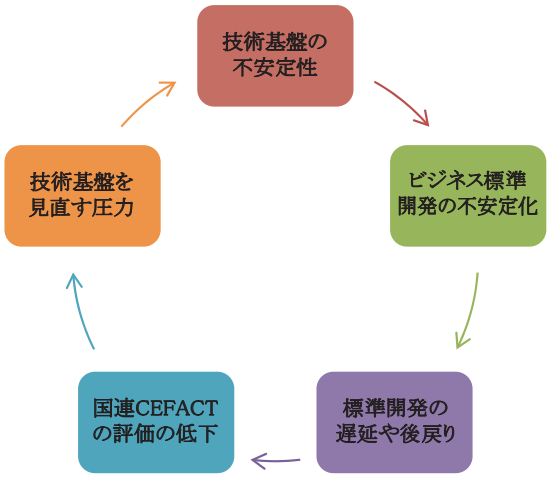

3.5.5. 会期中の活動の概要（その2） -- コア構成要素技術仕様の第3版への移行の合意

① コア構成要素技術仕様（Core Component Technical Specification、以下、CCTSと略す）

CCTSは、国連CEFACTの技術標準およびビジネス標準の土台となるものであり、ビジネス標準が規定するXMLスキーマで用いられる情報項目は、すべてCCTSに準拠して構築されるコア構成要素ライブラリ（Core Component Library：共通辞書、以下CCLと略す）に登録するルールとなっている。

② CCTS 第2.01版から第3.0版への移行問題

国連CEFACTは2003年11月CCTS第2.01版を公開し、その後2009年12月にCCTS第3版を正式に公開した。CCTS第2.01版については2004の第10回総会決議によりISOに持ち込み、ISO TS15000-5として公開された。この第3版の正式公開後、いつそれに移行するかについては、第3版が非後方互換であるが故に、それに移行するためには、CCLをCCTS第3版に準拠したものに変換した上で、XMLスキーマを再構成し直す必要があり、既存のビジネス標準を開発した各ドメイン（旧常設グループ）に負担がかかるために、その必要と時期を巡って、3年以上も議論が続いていた。

③ フランス代表団長による問題提起

第19回フォーラム直前の4月9日にフランス代表団長のHenninot氏は、国連CEFACT議長およびビューロ宛にISO/TC154がTS15000-5（CCTS）をTS（Technical Specification: 技術仕様）からIS（International Standard：ISOの正式な国際規格）に格上げしようとしている事について、フランス代表団の専門家がサプライチェーンPDAで中心となって進めている業際インボイス（CII: Cross Industry Invoice）、電子入札（e-Tendering）、およびCEFM（Contract Execution Financial Management：契約実行過程の資金管理）の3つの公開ビジネス標準を対象にして進めているCCTS第3.0版へのバージョンアップを行うパイロットプロジェクトを背景に、CCTS第2.01版がISに格上される事による悪影響に対して懸念を表明した。当該書状の和訳は参考資料3をご参照下さい。

④ ビューロによる「公開データ交換」のための枠組みについての技術報告書作成プロジェクト趣意書公示

上記フランス代表団長書簡と入れ違いの形で、4月11日に、ビューロは技法および技術PDA担当副議長のTim McGrath氏をプロジェクトリーダとして、ISO TC/154と共同で「公開データ交換」のための枠組み（Open Data Interchange Framework:以下、ODIFと略す）についての技術報告書作成プロジェクトの立ち上げと参加専門家の募集を公示した[12]。

このプロジェクトは、国連CEFACTとISO間の見解・認識の違いや、作業の重複、或いは逆効果を招くような標準化作業等の問題に取り組み、問題解決を図るための枠組みをビューロとTC154に対して本年秋までに答申する事を目標としている。当該文書訳は参考資料2をご参照下さい。

⑤ 第19回フォーラムでの議論および合議

会期第4日目の午後に、Tim McGrath氏を議長役として上記プロジェクトの説明とそれに関する自由討議が、サプライチェーンなど他のPDAや、ビューロプログラム支援の専門家も交えて行われた。

さらに、最終日の午前の会議で、CCL第2.01版とCCL第3.0版の2つのライブラリを作成し、維持する事を合議、更に、これら2つのライブラリのいずれかに準拠したビジネス標準の保守要請が出されてくる限りにおいて、国連CEFACTは2つのライブラリを保守して行く方針を確認した。

ビューロプログラム支援のドメインコーディネータのMary Kay Blantz氏に上記2つのライブラリを維持管理して行く負担増について質問したが、同氏の言によれば、サプライチェーンPDAによるパイロットプロジェクトで、検証済みであり、当面は、さほどの負担にならないので、

12 勧告や標準の開発ではなく、単なる報告書の起草であるため、このプロジェクトは、3ヶ国ルールが適用されずに、立ち上げられた。

新旧2つのライブラリの維持は、無理なCCL第3.0版への移行に比べれば、適切な方策であるとの見解であった。

⑥ ビューロによるフランス代表団長への回答

フォーラム終了後10日間経過した4月30日付けで、ビューロはフランス代表団長宛てに、上記⑤の合議を説明し、ODIFが、国連CEFACTの技法および技術に関するガバナンスを長期的に継続性のあるものとする戦略を示すものでもあり、2012年後半の終了をめどとするODIFプロジェクトによる見極めを待つこととし、当該報告書を国連CEFACT総会が検証するまでは、ISOとはそれ以外のプロジェクトをとり進めない旨説明した。

3.5.6. 会期中の活動の概要（その3） -- 国あるいは産業・コミュニティをまたがる信頼性のある（EDI）メッセージ交換について

①「この議題の背景説明」

この議題については、勧告37号に関するこれまでの経緯を知る必要がある：

i）2011年7月の第17回総会で採択されず、パブリックレビューに差し戻しとなった勧告37号（署名付きの電子文書の相互運用性に関する勧告）については、続く2012年2月の第18回総会で、ビューロの担当副議長であるTim McGrath氏より、パブリックレビューの結果報告およびビューロとしての今後方針について説明が行われた（詳しくは巻末の参考資料3を御参照下さい）

- 電子署名された文書の相互運用性を確立するには、法的課題、専門技術上の課題、組織管理や商用上の課題を総て包含した枠組みが求められる。
- 現実問題として、電子署名に関わる技術標準はISOに一本化されてはいないので、複数の標準開発組織が、相互に独立して開発を進めれば、相互運用性は実現出来ないという課題が存在する。従って、ビューロは、（国連CEFACTを含め）これら組織が（公開に進む以前に）草案段階で協議する総体的な管理の枠組みの構築を期待する。ビューロは、ISOとUNCITRALに対して、2012年秋にウイーンで開催を計画する第20回フォーラムとUNCITRAL Working Group IVの年次会議を並行開催し、上記枠組みの構築に向けた話し合いを提案する。

ii）当該総会では、第2日目にロシアおよびCIS加盟国の電子文書認証基盤についてのプレゼンが行われた。

- ロシアおよびCIS加盟国は、1991年に結成したRCC（Regional Commonwealth in the field of communications：通信分野におけるCIS地域連合）の下で、Transboundary Trusted Space（電子文書に関わる国際認証基盤、以下TTSと略す）の構築を進めている。
- TTSは、電子署名の認証局（CA）サービスの提供に留まらず、法的資格認証、公正証書認証、タイムスタンプ認証、地点認証などのサーバー群と文書の登録データベースで構成されるシステムであり、権限証券（Transferable documentsあるいは Negotiable

documents）の取り扱いも対象としている。問題は、これらの構築が、ISO, ETSI, IETFなどの国際標準に準拠しているかが不明である事である。特に権限証券の電子化については、権限証券を電子的に国境を超えて所有権を移転させるための国際標準が存在しておらず、国際私法上の問題解決も為されていないので、ロシア独自のガラパゴス化を進めたと推定される。

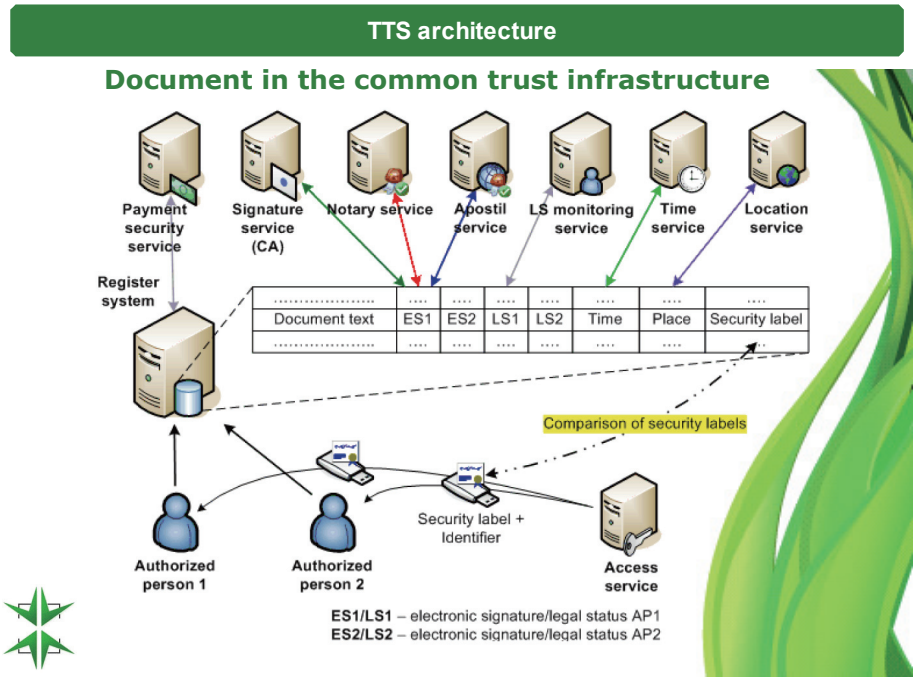

- 権限証券の電子化に関わる法的課題については、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）のWorking Group IVで活動している。（2011年のUNCITRAL年次会議議事録を観る限りは、モデル法や、条約化レベルまでまとまるのはかなり先になると推測される）

iii）総会後、3月26日にロシアのAlexey Domrachev氏とAleksander Sazonov氏が連名で、勧告37号については、TTSをベースにやり直しとする事を提案。

② 本フォーラムにおける動き

こうした経緯の下で、今フォーラムの第2日目において、Aleksander Sazonov氏によるTTSの説明と、それに対峙する欧州のPEPPOL[13]（政府機関等公共調達の電子化プロジェクト）が採用したCEN WS[14]のBII2[15]や、OASIS BDX[16]などの公開鍵暗号方式をベースとする

13 PEPPOL：Pan-European Public Procurement Online：汎欧州公的調達オンライン化プロジェクト
14 CEN WS：欧州標準化委員会ワークショップ
15 BII2：Business Interoperability Interface Version 2
16 BDX：Business Document Exchange

電子認証システムに関わる標準化の説明が行われた。

フォーラム最終日の閉会式の総括で、Tim McGrath氏は、ロシアの経済的、人的資源の裏付けを受けて、ロシア提案を勧告として開発する方向である旨の説明を行った。しかしながら、それは第18回総会に於ける勧告37号に関する同氏の方針説明とは完全に矛盾するものであり、かつ、ロシアが既存の国連CEFACTの技術標準を正確に理解した上で、プロジェクトを進めようとしているかは不明であり、UNCITRALにおけるロシアなどの取り組みとの調整を含め、本件の展開については、日本は、今後十分な注意が必要である。

3.5.7. 報告された会期中の活動の概要（その4） -- SBDH

① SBDH（Standard Business Document Header）プロジェクト

日本電気の阪口氏がプロジェクトリーダを務めて開発を進めて来ているこのプロジェクトは、内部草案の検討段階にあるが、国連CEFACTの関係する標準化機関などからの追加要件を受けて秋の第20回フォーラムに向けて練り直しの状況にある。

3.6. ビューロプログラム支援（Bureau Program Support、以下BPSと略す）

BPSは、ビューロに直属し、組織横断的な活動が必用な業務について、ビューロより委嘱された専門家が各種支援を遂行する。

3.6.1. 担当ビューロ副議長

Peter Amstutz氏およびPier Albert Cucino氏

3.6.2. 支援対象分野、およびドメインコーディネータ

① 各PDAのドメインコーディネータとの連絡調整

② コア構成要素ライブラリの保守管理（ハーモナイゼーション作業を含む）

ドメインコーディネータはMary Kay Blantz氏

③ コードリストの保守管理

④ UN/EDIFACTディレクトリの保守管理

ドメインコーディネータはGait Boxman氏

⑤ XML スキーマライブラリの保守管理

⑥ 品質監査、ルール適合性検証

ドメインコーディネータは遠城秀和氏（欠席：オンライン参加）

⑦ 広報

⑧ 外部組織・機関に対する渉外活動

3.6.3. 出席状況

上記3.1.3（5月号に掲載）同様の理由で、正式な登録出席者リストは無いが、出席者は5名に満たない。担当副議長のPeter Amstutz氏が欠席のため、技術問題を仕切る副議長は不在であった。

3.6.4. 報告された会期中の活動の概要

① 旧ATG1, ATG2, TBG17から継承した定常業務

✓ UN/EDIFACT DMRの2012年前期版の審査を行った。
承認9件、条件付き承認16件、保留25件、却下9件

✓ 2011年後期版のXMLスキーマを生成し、品質検証（Validation）に進んだ。

✓ 2012年前期版コア構成要素ライブラリは品質検証を終え公開可能となった。

②「標準メッセージおよびディレクトリ文書化に関する表記規則」（略称R.1023）改訂12版の改正のビューロ承認。

2012年3月8日から期間60日で、パブリックレビューに付されたR.1023改訂12版は、日本代表団からの訂正意見を反映して最終化され、ビューロの承認を経て、5月1日に公開出来ることになった。今回の改訂は、WCOが開発し2009年に公開した Data Model Version 3 対応の新メッセージ GOVCBR（Government Cross Border Regulatory message）が2011年後期版に掲載する際に、現行4桁のSegment Group Position Indicator がオーバーフローしてしまった為に2011年後期版の品質検証とそれをパスした後の公開が不能となった事を受け、R.1023の該当章（Section 4）を改訂するのが目的。

この第12版が承認され、公開され次第、2011年後期版は品質検証に回付される予定である。なお、UN/EDIFACT ディレクトリの品質検証を担うドメインコーディネータの遠城氏が要請していた品質検証を可能にする文書の整備については、BPSに参加する専門家によって起草が終わり、同氏に引き渡した旨、報告が行われた。

③ 広報活動・普及啓蒙活動-- 組織改革に伴う、国連CEFACT 公式ホームページ改訂

第18回フォーラムに於いて、改訂すべきページ（=情報内容）の洗い出しを行いECE事務局と策定した保守作業計画に従って改訂作業が進められている旨説明が行われた。

本件会期中には具体的な情報公開は行われなかったが、フォーラム終了後の5月1日になって、ECE事務局より各国の参加専門家に「On-line forum」との通称で運用開始が告知された。

「On-line forum」へのアクセスは無制限では無く、原則的に国連CEFACTがこれまで開催した総会およびフォーラムに参加登録[17]した、各国代表団や専門家が登録されて、発行された仮パスワードを使って初期のログインを行い、各自固有のパスワードを設定して利用することになる。5月1日現在、登録されているユーザ数は571名で内、日本は53名が登録されている[18]。

---

17 国連CEFACTの規約上、総会出席の代表団員およびフォーラム出席の専門家は、当該国の代表団長の推薦・指名を受けることになっている。日本においては、国土交通省に代わり、JASTPROが一括してECE事務局に告知している。

18 札幌で開催した第15回フォーラム参加登録者などがECE事務局により総て登録されたため。

http://www1.unece.org/cefact/platform/display/UNCEFACTWIKIS/United+Nations+Economic+Commission+for+Europe

ページの構成は下記の通り：

メインページ1：ビューロ活動の情報公開ページ

① ビューロ議決事項の情報公開（Decision of the Bureau）

ビューロ議決事項と議題を議事録から抜粋して公開

② ビューロにおける主要な審議記録（Bureau Discussion Note）

下記のテーマ別にビューロの議事などを議事録から抜粋して公開

（a）企画開発領域（PDA）

（b）ビューロプログラム支援（BPS）

（c）国連CEFACT総会

（d）国連CEFACTフォーラム

（e）ECE事務局

（f）ECE執行委員会（EXCOM）および通商委員会

③ ビューロメンバー紹介

メインページ2：公開討論用ページ（Discussion Forum）

参加専門家が勧告や標準開発などに関わるテーマを設定し、自由に意見などを投稿出来る。乗り出し時は下記が設定された：

- CCTS およびNDR 第3版への移行問題
- 勧告37号（署名付き電子文書の相互運用性に関わる勧告）
- 国連CEFACTの技術的枠組み
- On-line フォーラムへの提案

メインページ3：企画開発領域（PDA）の情報公開・共有ページ

5つのPDA別に（暫定的に）設定された情報公開ページ。

但し、フル装備となっているのは、Tim McGrath氏が担当するサプライチェーンと技法および技術PDAのみであり、その他のPDAは進行中のプロジェクト情報を公開してはいるものの、旧組織（TBG）の情報公開ページへのリンクを張っただけであり、組織改革後の情報は何も掲載されておらず、早急な改善対策が必要である。

- 貿易および運輸の円滑化PDA

  プロジェクト別の情報は、旧組織（TBG）の情報公開ページへのリンクを張っただけ
- サプライチェーン

  オンライン会議、共通文書フォルダー、プロジェクト別情報（進捗状況など）、メーリングリスト、メンバーリストのフル装備

- 行政
  プロジェクト別の情報は、旧組織（TBG）の情報公開ページへのリンクを張っただけ
- 産業分野特化
  プロジェクト別の情報は、旧組織（TBG）の情報公開ページへのリンクを張っただけ
- 技法および技術
  オンライン会議、共通文書フォルダー、プロジェクト別情報（進捗状況など）、メーリングリスト、メンバーリストのフル装備

メインページ4：ECE事務局との連絡用ページ

参考資料1：フォーラム参加者（国別内訳）

下記の通り21カ国、6機関から79名が出席した。

参加国（ABC順）	人数
Australia	0
Austria	3
Belgium	0
Belarus	1
China	0
Denmark	1
EU	7
Finland	1
France	12
Germany	2
India	0
Iran	0
Ireland	1
Italy	7
Japan	6
Korea	3
Malaysia	0
Netherlands, The	9
Norway	1
Portugal	3
Russia	1
Senegal	0
Spain	0
Sweden	4
Switzerland	1
Thailand	0
Turkey	1
Ukraine	0
United Kingdom	3
USA	3
国別小計	70
ESCAP	1
IATA	1
ITC	1
GS1 Belgium	1
UNECE	4
WCO	1
国際機関等　小計	9
総合計	79

注）欧州委員会からの出席は1ヶ国として表示、国名がゼロで表示されているのは、副議長国インドの欠席、アジア地区（タイ）およびアフリカ地区（セネガル）ラポータの欠席および、第18回フォーラム出席国で今フォーラムを欠席した国を表示した。

参考資料2:「公開データ交換」のための枠組みについての技術報告書作成プロジェクト趣意書 2012年4月11日公示

国連CEFACTは下記①と②の作業を、ISO(ISO/TC 154)との共同作業によって、国連CEFACTとISO間の見解・認識の違いや、作業の重複、或いは逆効果を招くような標準化作業等の問題に取り組み、問題を解決するために、タイムリーな技術レポートを起草するプロジェクトへの参加者を募集しております。

① 行政や国内取引及び国際貿易を営む際に必要とされるニーズに適合させる為、統一的な作業計画の促進を図るための、調和のとれた"公開データ交換"の枠組みを詳しく定義する。

② ビジネスプロセス、およびそれを下支えするデータを含めた、構造化されたデータ(例:EDIメッセージ、エクセルワークシート)を、公開された仕様の下で、電子的データ交換を促進するために行う協働作業プロセスを定義する本プロジェクトの目的は、これまで培った(国連CEFACTの活動)実績を見直し、国連CEFACTの組織外で標準の開発に携わる重要な個人及び組織に(国連CEFACTの)標準化活動に参画してもらい、技術仕様及び標準をより一貫性があり、且つ効果的にする共通の技術的枠組みを定義することにあります。

また本プロジェクトは ●行政、国内取引及び国際貿易をサポートする構造化された仕様の下でのデータ交換を行っていくために必要な技術仕様、技術標準、および作業計画を特定し、●それらの関係及び相互依存を見極め、

- その上で、完璧な技術的枠組みを提供する為に、上記には何が足りないかを特定し、
- 作業の重複を避けるために、作業分担をはっきりさせ、また作業計画、及び組織戦略をより首尾一貫したものにするための方案を提示します。本プロジェクトの提案書は下記のウエブでご覧いただけます。

https://sites.google.com/a/documentengineeringservices.com/methodology-andtechnology-pda/technical-framework/documents/OpenDataInterchangeTechnicalReportProjectProposalMarch192012.pdf

2012年4月16～20日に実施される第19回国連CEFACTフォーラム(於:ジュネーブ)が、本プロジェクトの最初の会合となります。

http://www.unece.org/tradewelcome/areas-of-work/un-centre-for-trade-facilitationand-e-business-uncefact/meetings-and-events/uncefact/uncefact-forums/2012/19thuncefact-forum/welcome-to-the-19th-uncefact-forum.html

国連CEFACTに参加する全ての専門家の方で、本件にご興味がお有りの方は是非本プロジェクトに参加頂き、このプロジェクトに貢献頂ければ幸いです。参加される方は構造化されたデータの公開仕

様に基づく電子的データ交換に関する技法及び技術に幅広い知見をお持ちであることが望まれます。各国代表団長がご自身の代表団から専門家をご指名頂いても結構です。このプロジェクトはISOの作業品目参照ISO/TC 154 N 0659を通じてISO 関連組織のメンバーにも公開されております。

参加の申し込み及び詳細に関しては、プロジェクトリーダのTim McGrath（tim.mcgrath@documentengineeringservices.com）に直接メールにてお問い合わせ下さい。

参考資料3：第18回総会に於ける勧告37号に関するTim McGrath氏の説明、および質疑応答（抜粋）

副議長のTim McGrath氏より、席上配布文書に沿って勧告37号の審議の経緯と今後の取り扱いに関する説明が下記の通り行われた：

- 電子署名された文書の相互運用性を確立するには、法的課題、専門技術上の課題、組織管理や商用上の課題を総て包含した枠組みが求められる。
- もし、上記の課題解決がばらばらに行われるとすれば、勧告37号の仕様は不完全なものとなり、電子署名された文書の相互運用性を国際的に確立する事は出来ない。
- 従い、国連CEFACTとしては、① 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)が相互運用性を確立する法的前提条件を明らかにし、② 国連CEFACTは、組織運用および電子署名の機能面で相互運用性を実現するベストプラクティスを提案し、③ ISOが技術標準で相互運用性を実現するという3層構造を提案する。この3層構造によって上記のそれぞれが、相互運用性を改善のための取り組みを発展させて行くことが出来る。
- 国連CEFACTの勧告37号開発プロジェクトチームは、上記の認識で最終草案を仕上げたが、上記の3層構造を保っていくには、（UNCITRAL/国連CEFACT/ISOの間で）継続的に組織ガバナンスを保持して行く必要性があると、ビューロは考える。
- 現実問題として、電子署名に関わる技術標準はISOに一本化されてはいないので、複数の標準開発組織が、相互に独立して開発を進めれば、相互運用性は実現出来ないという課題が存在する。
- 従って、ビューロは、（国連CEFACTを含め）これら組織が（公開に進む以前に）草案段階で協議する総体的な管理の枠組みの構築を期待する。ビューロは、ISOとUNCITRALに対して、2012年秋にウイーンで開催を計画する第20回フォーラムとUNCITRAL Working Group IVの年次会議を並行開催し、上記枠組みの構築に向けた話し合いを提案する。

上記説明の後、各国代表団との質疑応答が下記の通り行われた。

- フランス代表団は、（フランス代表団長が総会初日に出席出来なかったことへの配慮から）勧告37号の審議が最終日に繰り下げられた事に感謝しつつも、プロジェクトチームが、公開開発手順に則った作業を進めたにも関わらず、本総会での承認を求めずに、審議に留まった事は、国連CEFACTのプロジェクト開発工程の予見可能性、および公開開発手順への信頼を著しく損ねた。こうした不確実性の結果、ボランティアベースの活動を維持していく上で、頼みの綱となる支援組織の予算措置を極めて難しくし、今後の活動の不確実性を高めた事を、ビューロは重く受け止めるべきである旨、遺憾の意を表明した。
- 日本代表団は、既に実用化されている日本政府の政府認証基盤（GPKI）においては、相互運用性仕様書が制作され公開されている（但し日本語のみ）事を紹介し、その上で、（3層構造は理解

するが）勧告37号の必要性と実用性の検証が必要ではないかとの疑問を提起した。
それに対しては、Tim McGrath氏からは、同氏が説明した通り、勧告は、ベストプラクティスの勧奨を行うものであり、日本政府が執った方策がそれに背反するものでもなく、且つ日本政府に変更を強いるものでもない旨説明が行われた。

- ISO代表団長からは、勧告37号の説明文書（ECE/TRADE/C/CEFACT/2012/8）中の「MoUMG[19]の下で、ISO TC/154と事前協議の機会を持った」との記載は事実に反する旨、意見表明が行われた[20]。

19 MoUMG: Memorandum of Understanding Management Group 2003年にISO, IEC, ITUと国連CEFACTが交わした覚え書きに基づくグループで、活動の重複を避け、協調をもって標準開発を進める事を取り決めた。

20 ISO TC/154の日本メンバーが開発を進めているISO15433（電子署名文書の長期保存）との摺り合わせが行われていなかった事が背景。

参考資料4：貿易円滑化ドメインによる新規プロジェクト提案書

ECE勧告14号改正（署名以外の方法による貿易書類の認証）

提出日：2012年4月18日
最終更新日：2012年4月18日
第1版

1．目的

本プロジェクトの目的は、勧告14号（署名以外の方法による貿易書類の認証）の改正である。当該勧告は1979年に採択され、それ以降1度も改正されていない。しかしながら、輸出入時に多くの書類に署名を必要とする事は、（貿易手続きに関わる）時間とコストの費消に結びついており、（貿易手続きの円滑化上）署名以外の方法についての当該勧告は、重要な問題をカバーしている。当該勧告は、33年前の1979年の公開であり、古くなってはいるが、世界中の経済地域において書類の電子化が進められている状況下で、当該勧告が対象とした問題は、それらの経済地域において依然として（貿易関係者の利害に）関わる問題である。

2．範囲

1979年に採択され、公開された勧告14号(TD/B/FAL/INF.63)は、各国政府に対し国内取引および国際貿易において取引書類に署名を求める商習慣の必用性を見直し、可能な限り関係書類への署名を不要とすることで、電子的データ伝送（EDI）の活用を図ることを推奨した。更に、各国政府は、電子的に伝送可能な認証の手法や保証を講じることによって上記のニーズに応えるべきである旨を勧告した。その公開から30年経過した今、その間の主要なビジネスプロセス、行政のニーズ、および行政手続きの大きな変遷を反映させる改正を行うことは、勧告14号の有益性を高めることになる。さらに言えば、現代のダイナミックな通商環境や情報通信技術の急速な改良は、当該勧告の目的（国内取引および国際貿易手続きの簡素化と迅速化）をますます、且つ、より前向きに実現させる機会をもたらしたということを認識すべきである。

改正される勧告はどれであっても、（勧告中の）推奨事項についての根拠や証拠を説明する指針を伴う、個々の勧告を表記するための新しい文章の組み立てを適用すべきである。公開以降のビジネス上および技術上の変化を反映させる改訂を行えば、（当該勧告の）現行版の記述の大部分は再利用出来るであろう。また、建設ドメインによる、電子文書の相互運用性確立に関するプロジェクトで開発された成果によっても改正版を充実させることが出来る。当該プロジェクトは、必然的に、電子的に作成され、伝達される取引書類について、その正当性、完全性、および信憑性を網羅する電子署名の機能要件を検証した。同様にして、金融ドメインに対しては、（上記と）同じ問題に関して、SWIFTや、銀行業界における取り組みの成果を活用することで改正勧告の内容を充実させることの

支援を求めることが出来るであろう。

現行の勧告をベースとして、下記の内容を改正勧告はその範囲に含めることが出来よう：

① 勧告本文

- 当該文書の機能・役割上必須でない限り、署名を求める要件を除去する
- 署名以外のやりかたで、文書を認証する手法を採用する
- 署名以外の方法で、署名と同等の認証済みステータスを許諾し、授与する法的枠組みを構築する
- 国内取引および国際貿易において行われている文書作成作業を（可能な限り）官民の協力によって定期的に洗い直す

② 指針（の部）

- 署名の定義
- 取引文書に関する署名の要件
- 署名と、その正当性、完全性、および信憑性の証拠
- 署名以外の選択肢
- 署名以外の方法を用いることの承認、登記、および許可
- データの保全（伝送中を含む）
- データ伝送上問題（誰が、何を、何時、何処へ、どうやって）
- 取引書類実務処理の検証プロセス
- 法的に可能な環境をつくるためのチェックリスト

③ 付属文書

- 参考事例集 --（ 貿易関係等）取引書類の署名を不要とする工夫についての実務上参考になる事例
- （貿易関係）取引書類の電子化のための技術的問題解決の事例

3. 成果物

勧告14号改訂版、具体的には、勧告本文、指針の部、可能な限り収集した事例集、および技術的問題解決策の事例集を付属文書として付ける。

3. プロジェクトチームメンバーとその役割上必要となる専門性

本プロジェクトは、国内取引および国際貿易に関わる取引書類の内容および処理についての知見を有する専門家、およびそれら書類の電子化、あるいは法的枠組みに広い知見を持つ専門家がだれでも参加する事ができる。

更には、各国の代表団長は、各国の情報通信技術および法律問題の専門家をアドバイザーとして、当該プロジェクトに招聘できる。参加する専門家は、専ら自己の専門知識よってプロジェクト

に貢献するものとし、国連CEFACTが規定した倫理および行動規範に従って行動しなければならない。

4. 地理的条件（地域性）

本プロジェクトの範囲は、グローバルであり、特定国、地域に偏らない。

5. プロジェクトの初期に作成する文書等

背景説明文書（本提案書に添付）

6. 必要とする人的リソース等

プロジェクトの作業は、フォーラムの間の期間に実施する。ECE事務局による電話会議施設の提供を必要とする。

7. プロジェクトチームとリーダ

予定するプロジェクトリーダ：Lance Thompson（lance.thompson@conex.net）

草案起草担当：Gordon Cragge（gordon.cragge@hotmail.com）

8. プロジェクト完成の判定基準

パブリックレビュー期間中などに寄せられた、国連CEFACT内外からの重要な意見についての対応を示す活動記録（Log）の公開と改正勧告14号が公開準備完了となった時点。

9. マイルストーン（作業予定）

- プロジェクト参加募集：2012年5月
- 内部草案起草完了： 2012年9月
- 内部検証作業完了： 2012年12月
- 外部検証作業完了： 2013年3月
- ビューロへの完了報告と承認申請： 2013年4月

参考資料5：農業ドメインによる新規プロジェクト提案書

調査研究機関による分析検査報告メッセージ（EDI電文）標準の開発

提出日：2012年2月9日　最終更新日：2012年2月9日

1．プロジェクトの目的

本プロジェクトの開発目的は、複数の農業関係の調査研究機関（以下、「機関」と略す）の間、および関係組織との間の電子的データ交換に関わる業務の流れと、トランザクションについてのビジネスプロセスのモデル図およびクラス図を制作することにある。

当該ビジネスプロセスは、下記のユースケース図で表記する：

- 機関の観察・分析検査所告書を作成元から他の機関やそれ以外の関係先に伝送する

成果としての標準は、上述したビジネスプロセスに関するXMLメッセージを出力し検証するのに用いる。

2．プロジェクトの 範囲

本プロジェクトの目標は、機関のビジネスプロセス、トランザクション、および複数の機関間、および関係組織・機関との間の電子的データ交換に用いられる情報項目の標準化を行う事である。

本プロジェクトは、また、複数の機関間、および関係組織・機関との間の電子的データ交換に関わるビジネスプロセスを表記し図式化する。観察・分析検査報告書（以下、「報告書」と略す）の対象には、機関が実施した一つまたは複数の農作物、園芸作物、生体家畜、死亡家畜検体、動物性製品、植物性製品、土壌、飼料、貯蔵用牧草、などが含まれる。

報告書中には、農産物および農業製品、植物の検疫、動物の検疫、衛生、非生物のコンディション（土壌および水）などに関わる品質および衛生管理のための情報を関係者が提供する目的で使用される。ここで言う関係者とは、取引関係者、輸送業、食品加工業、飼料加工、農業耕作、園芸業、畜産業、酪農業、動物検疫、植物検疫、農業相談員、融資、保険などを含む。

3．プロジェクトの成果物

本プロジェクトの成果物は下記の通り：

- 機関が発行する報告書の電子的交換のための、UMMおよびUMLを使用したビジネスプロセスモデル図のカタログ
- ユーザが、そのニーズに合ったビジネスモデル図を容易に選択するためのガイドブック
- XML電文を作成するためのビジネストランザクションについてのクラス図
- 国連CEFACTが規定する業務要件仕様書（BRS）、要件使用マッピング記述書（RSM）
- 上記のビジネストランザクションのためのXMLスキーマ

4. プロジェクトチームメンバーとその役割上必要となる専門性

本プロジェクトは、農業分野、園芸業、農業耕作、畜産業、酪農業、動物検疫、植物検疫、農業関係の調査研究機関の分析検査報告業務、EDIおよびそれに関連した業務の電子化、および国連CEFACTおよびそのグループの機能などに広い知見を持つ専門家がだれでも参加する事ができる。

更には、各国の代表団長は、各国の専門家を当該プロジェクトに招聘できる。参加する専門家は、専ら自己の専門知識よってプロジェクトに貢献するものとし、国連CEFACTが規定した倫理および行動規範に従って行動しなければならない。

5. 各国代表団長の支持について

本プロジェクトについては、下記の通り、オランダとフランス代表団長の支持を得ており、ドイツと日本の代表団長にも支持を依頼している。

6. 地理的条件（地域性）

本プロジェクトの範囲は、グローバルであり、特定国、地域に偏らない。

7. プロジェクトの初期に作成する文書等

ISO, 世界保健機関、HL7標準[21]、LONICコード[22]およびその他の国際標準を考慮する。

オランダにおいては、本プロジェクトを支援する目的で作業グループが設立されており、当該グループが作成した下記の文書等は本プロジェクトで活用できる。これらの提出物はあくまでも参考資料として提出されるものであり、より多くの情報を収集することを確実にするために、他のプロジェクト参加メンバーが、その知見に基づく情報や、文書を追加提出することを歓迎する。

8. 必要とする人的リソース等

本プロジェクトが必要とする人材は、上記の業務に通じ、かつ電子的データ交換に関する広い知見を有する専門家であって、その本人が活動する地域あるいは国籍は問わない。加えて、モデル化技法の専門家の参加も求める。

注）本プロジェクトは　ECE事務局の資金的あるいは人的資源を必要としない。

9. プロジェクトチームとリーダ

予定するプロジェクトリーダ：Frans VAN DIEPEN（f.van.diepen@minlnv.nl）

草案起草担当：Henk ZWINKELS（HZ@agritect.nl）

既に参加を表明しているメンバー：Conny GRAUMANS, Gerhard HEEMSKERKなど

21　HL7：Health　Level 7　http://www.hl7.org/

22　LONIC：Logical ObservationIdentifier Names andCodesの略号

10. マイルストーン（作業予定）

ODPの段階	完了予定日（YYYY-MM-DD）
プロジェクト開始	2012年6月30日
業務要件収集	
草案起草	
プロジェクト完了	
下記成果物の公開： CCL 2013年前期版 データカタログ BRS およびRSM 指針 XMLスキーマ	
保守	

記事2. 貿易契約の諸問題(2)

早稲田大学名誉教授　朝岡 良平

2. 貿易契約における物品の記述と見本

2.1 見本と記述による売買

2.1.1 1979年SGA第13条第2項

1979年SGA第13条第2項は、「第1項の規定に加えて、見本をもって売買する場合には、物品全体（bulk）が見本に一致するだけでなく、記述にも一致するものでなければならない」と、規定しています。この規定は、見本自体が物品の記述の範囲内にある問題を定めています。物品の記述に関する売主の義務は第13条第1項に定められているので、契約の目的物である物品の記述だけを目的として見本が用いられる場合には、物品の記述に代えて、「見本と同じ記述の物品」（the goods of the same description as the sample）と表示して、見本を送付することがあります[1]。

2.1.2 記述による物品の特定

1979年SGA第13条第1項は、記述による物品の売買契約の場合には、物品がその記述に一致するという黙示条項が存在すると規定しています。第13条における“description”の意味は、1893年SGAの制定される以前、制定当時、そして制定後と変化しますが、この用語は売買の目的物である物品が何らかの説明または言語により特定された場合に制限されています。SGAの起草者であるChalmers判事もそのような考えを持っていたようです。前稿で述べたように、同判事は、「売買された物品について当事者双方の意見が実際に一致している場合には、たとえその物品について誤った表示（misdescription）があってもそれは重要ではない。何故ならば、誤記があっても書面全体が無効になることはないからである」と述べています[2]。すなわち、Chalmers判事は、物品が記述的な言葉以外の方法で特定されたときは、その売買がsale by descriptionではないことを暗黙裡に述べたのです[3]。

2.1.3 記述売買の拡大解釈

しかし、言葉では十分に目的物を説明できないことがあります。反対に、買主が物品を実見または点検しても、物品の特性を十分に把握できないので、売主に説明を求めることもあります。例えば、売主は、自分の所有する特定の馬を買主に見せて、その馬について説明を付け加え

---

1 *Boshali v. Allied Commercial Exporters Ltd.* [1961] 105 S.J. 987. なお、*Mody v. Gregson* (1868) L.R. 4 Ex. 49, at p.53; *Carter v. Crick* (1859) 4 H. & N. 412; *R.W. Cameron & Co. v. L. Shutzkin Pty Ltd.* (1923) 32 C.L.R. 81.

2 M. D. Chalmers, *The Sale of Goods Act, 1893*, 8th ed., 1920, p.41.

3 S. Williston, *The Law Governing Sale of Goods*, rev. ed., 1948, Vol. 1, n.12, at p.573.

ることがあります。この場合における説明は、売買の目的物を特定するために必要ではなく、他の方法で特定された物品について買主の購入を誘致することが目的です。したがって、この売買は記述売買ではありません。SGAのsale by descriptionは、少なくとも、買主がまだ見ていない物品について、売主の説明（記述）のみを信頼してこれを購入した場合をすべて含みます。しかし、言葉だけでは十分に説明できないことがあります。物品の持つ特性は言葉では説明できないものがあるので、現物（またはその一部）を相手方に見せて、説明を補足することが通常行われます。買主が展示されている物品を実見し、そして売主の説明を信頼して、自分が実見した物品を購入することがありますが、買主が検査しても物品の特性を確信できないことが多いので、実際に物品を見たか否かに関わりなく、買主は売主の説明を信頼してその物品を購入します。買主がその物品を購入する気持ちになったのは記述（説明）ですが、物品の特定は記述ではありません。上記の馬の売買と同じですが、イギリスの売買法では、記述売買の正確な定義の適用を犠牲にしないと、買主は履行済売買を解除できないだけでなく、物品の拒絶権も認められないことになるので、不公平な結論を避けるために拡大解釈をせざるを得なくなったということです[4]。

2.2 物品の記述と見本による売買の事例

2.2.1 Nicol v. Godts事件

1893年SGA第13条第2項の起草に際して参考とされた判例の1つにNicol v. Godts事件[5]があります。売買契約には、“foreign refined rape oil, warranted only equal to samples”という文言が記載されていました。実際に引渡された物品は見本に一致していましたが、両者は菜種油（rape oil）でなく、麻実油（hempseed oil）でした。物品は見本に一致していましたが、これは見本売買ではなく、記述売買であり、見本は契約の目的物である菜種油の品質を表示するのが目的でした。したがって、物品が見本に一致していても、記述に一致していないので、買主は物品を拒絶できると判示されました。売買が見本による場合には、通常、第15条に定められている見本売買に基づいて売主の義務が考えられます。しかし、見本が唯一の物品の記述であるとか、あるいは、何らかの記述があっても、ラベルに過ぎないという可能性があります。この場合には、第13条第1項に規制されますが、見本と記述による売買の場合が多く見られ、第13条第2項の規定に従うことになります。

2.2.2 Drummond & Sons v.Van Ingen & Co.事件

契約の条項に、物品は「記述ならびに見本」（by description as well as a sample）による旨の文言が明示されている場合、これによって生じる売主の義務の中から、記述売買に関する

4 S. Williston, *op. cit*., p.574.

5 *Nicol v. Godts* (1854) 10 Exch. 191. また、*Azemar v. Casella* (1867) L.R. 2 C.P. 677, Ex.Ch.

義務は排除されないので、見本売買について関する義務が若干追加えられることになります。これに関する事例の1つに、Drummond & Sons v. Van Ingen & Co.事件[6]があります。被告（買主）は、契約の中に、“mixed worsted coatings as per samples”と記述された物品を原告（売主）に注文しました。引渡された物品は品質ならびに重量について、番号を付した幾つかの見本と同じであり、この点において実際に見本に類似していました。しかし、見本と提供された物品（bulk）は，いずれも織り方が荒いので、コートの生地として用いるのは不適当でした。売主は、物品がこのような目的に不適合であるため、保証違反の責めを負わなければならないと判示されました。なお、SGA第13条第2項にある「物品全体」（the bulk of the goods）は、物品（goods）と同じで、正確には、契約の目的物である物品から、見本を除いて、引渡された物品全体（all the goods except the sample）を意味します[7]。

2.2.3 Azemar v.Casella事件

Azemar v. Casella事件[8]において、Montague Smith判事は、「例えば、提供した見本と同等であることを保証、但し許容条項の範囲内における（純度の）増減があるものとするという条件で、10樽の酒精飲料（ten casks of spirits）の売買契約が締結されたと仮定する。提供された見本はブランデーであったが、引渡された10樽の中身はラム酒であった場合、許容条項を適用することができるだろうか。本件に係る売買契約では、“long staple Salem cotton”という種類の物品の売買であるが、提供された物品は“Western Madras cotton”で、見本と全く異なる種類（品質ではない）の綿花であった」[9]と述べ、物品が契約の種類に一致しないという理由により買主の物品拒絶権を認めています。この契約では、契約の目的物が種類を“long staple Salem cotton”と記述していますが、参考までに見本が提供されました。一応、説明を補う意味で見本が提供されたと思いますが、上記の引用文から、見本は、品質ではなく、種類を表示するために提供されたということだと、売買の目的物について矛盾が生じることになります。しかし、同判事が挙げた事例では、見本として提供されたブランデーは、酒精飲料（spirits）の種類を示すだけでなく、品質（アルコールの純度）を示すために提供されたと考えられます。したがって、もし引渡された10樽の中味がブランデーであっても、アルコールの純度が許容条項か外れる場合には、物品は記述（種類）に一致するけれども、見本に一致しないことになります。この2つの事例では、契約における記述（または種類）と見本の種類との間に矛盾はありません。

2.3 見本／記述との一致または不一致の4つのケース

売買契約の目的物が物品の記述に加えて見本により特定されている場合、引渡された物品は見

---

6 *Drummond & Sons v. Van Ingen & Co.* (1887) L.R. 12 App.Cas. 284, H.L.
7 *P.A.D. Andrea, Inc. v. Dodge,* 15 F2d 1003 (CCAM. D Pa).
8 *Azemar v. Casella, supra.*
9 M. D. Chalmers, *op. cit*., p.41.

本に一致するだけでなく、記述にも一致していなければならないと、SGA第13条第2項は規定しています。したがって、第1のケースは、引渡された物品は、当然のことですが、契約の記述に一致しており、また見本にも一致していることです。この場合には、当事者間に少なくともこれらの点について紛争は生じないと考えます。第2のケースでは、引渡された物品は、契約の記述に一致しているけれども、見本に一致していない場合です。これに該当するのは、上記のMontague Smith判事が例示した「10樽の酒精飲料」(ten casks of spirits)の売買契約です。提供された見本の中身はブランデーでしたが、引渡された物品はラム酒でした。見本のブランデーをアルコールの度数(品質)を示すために提供したと考える場合には、ラム酒のアルコール度数が許容条項の範囲内にあるかぎり、問題は生じません(第1のケース)。しかし、Montague Smith判事が説明しているように、ブランデーは種類を示すものであり、品質を表示するものではないと解釈する場合には、物品は契約の記述および見本の両方に一致しないことになります(第4のケース)。第3のケースは、提供された物品は、契約の記述に一致していないが、見本に一致している場合です。この場合に2つの事例が該当します。第1は、Nicol v.Godts事件です。契約には"foreign refined rape oil, warranted only equal to samples"と記載されていましたが、引渡された物品は麻実油で、見本(麻実油)に一致していますが、記述(菜種油)には一致していませんでした。したがって、記述による物品の種類と見本(種類)とが全く異なるので、商人である当事者は、いずれの種類の物品について合意をしたのかという疑問が生じます。Drummond & Sons v. Van Ingen & Co.事件では、物品は見本(品質)と一致しましたが、洋服の作る生地(記述)には適合しませんでした。この場合には、物品の適商性や適合性。が問題になることがあります。第4のケースは、引渡された物品は、記述にも、また見本にも一致しない場合で、売主の引渡不履行が問題になります。

2.4 証明書は見本と記述に一致すること

もちろん、物品は、見本との比較検査の結果、瑕疵が発見された場合を除いて、満足できる品質でなければなりません。見本と記述によるCIF条件の売買契約では、見本それ自体がある意味で物品の記述であるので、2つの要素の間の調整を要する問題を生じることがあります。これは、四囲の状況を考慮して、個々の契約の解釈により決定される事実問題であるということです[10]。特に、品質の問題が記述に関わる場合、品質の評価基準とされる見本の提示は、この点について黙示的に記述を変更することがあるので、船積書類の一部を構成する品質証明書は、当然、見本に一致するだけでなく、記述にも一致するものでなければなりません[11]。

---

10 *Gill & Duffus S.A. v. Berger & Co. Inc.* [1983] 1 Lloyd's Rep. 622, at p.632, *per* Robert Goff L.J.

11 *Alfred. C Toepfer, v. Continental Grain Co.* [1974] 1 Lloyd's Rep. 11; *Gill & Duffus S.A. v. Berger & Co. Inc., supra*, at pp.626, 628-630; [1984] A.C.382, at pp.393-394. しかし、次の判例では、提出された証明書は分析証明書で、物品の記述に関する証明にならないと判示されました。*N.V. Bunge v. Cie Noga d'Importation et d'Exportation S.A. (The Bow Cedar)* [1980] 2 Lloyd's Rep. 601; *Daudruy van Cauwenberghe & Fils S.A. v. Tropical Product Sales S.A.* [1986] 1 Lloyd's Rep. 535, Q.B.D.

2.5 買主の見本拒絶権

売買契約が記述によるだけでなく、見本による場合、買主は、他に別段の制限がないかぎり、見本を自由に拒絶する権利を保持していると言われています。その場合、買主は納得のゆく説明または合理的な理由を示す必要がなく、また見本を承認しても、残余の物品を受理する義務はありません[12]。Wood Components of London v. James Webster & Brother Ltd.事件[13]において、5,100 cubic feetのブルガリア産ブナ材の屋根板（Bulgarian beech squares）の売買契約の中に、まず500 cubic feetの見本船積（sample shipment）を行い、この見本を買主が承認した後に、残余の数量を船積するか否かを決定する旨が契約に定められていました。Lord Sellersは、「500 cubic feetの見本船積に関する記述売買契約が締結され、同時に、この見本船積を承認する買主により承諾される、残余の数量（4,600 cubic feet）に関する確定申込（firm offer）がなされたのである」と述べ、「買主が見本船積それ自体を承認しても、またその売買自体の目的のために、必ずしも残余の数量の物品を受領しなければならないということにはならない」と、同判事の見解を表明しています。この場合の見本は、まず記述による売買契約が締結され、その後に、見本船積という形での見本の提供が行われるという点において、SGA第13条第2項に定める記述と見本による売買契約ではないと考えます。

2.6 見本の提供前に成立した売買契約

2.6.1 ある盗難警報機の売買

1970年後半に欧米諸国では大幅な景気後退により社会情勢が悪化し、大都会では空巣狙いや強盗などの事件が多発したことがあります。ヨーロッパの或る国で工場を経営しているM社は、地元の商社（B社）に、盗難警報機を100セット欲しいが、まず見本として1セット購入してテストしたいので、手ごろの価格で高性能の盗難警報機を探して欲しい旨の依頼をしました。B社は日本の商社（A社）に、手ごろの価格で高性能の盗難警報機を1セット買いたい旨の手紙を書きました。その頃、日本でも盗難警報機の需要が増えており、中堅メーカー（S社）が盗難警報機を専門に製造していましたので、早速、A社はS社から最新型の盗難警報機を1セット購入し、これをB社に転売しました。当時の警報機は、専門業者でないと取り付けることができず、また、いったん警報機が鳴るとその音が大きく、しかも業者がそれを取り外してブザーを止めるまで鳴り響くので、近所迷惑であるという苦情がS社に多数寄せられていました。そこで、同社の開発担当者は、専門業者でなくても簡単に取り付けることができて、しかも警報機がいったん作動しても20分位経過するとブザーが止まり、自動的にリセットされる警報機の開発に取り組んでいました。A社から注文があったとき、その開発は目標の99%の段階でしたが、一般の利用者の立場から

12 D. M. Sassoon, *CIF and FOB Contracts*, 4th ed., 1995, at p.44

13 *Wood Components of London v. James Webster & Brother Ltd.* [1959] 2 Lloyd's Rep. 200.

見ると完成品と言ってもよい状態なので、これを1セット、日本語の取扱説明書を添付して、A社に販売しました。通常は、警報機を壁に取付けるので、この場合には、この警報機は20分位経過するとブザーが止まり、自動的にリセットされますが、販売した段階では、この警報機を天井などに水平に取付けると警報機の自動制御装置が働かなくなることがあるので、これを取り外して音を止めなければならなかったのです。しかし、通常はこのような状態で警報機を取付けることはないので、S社はこれを販売したのです。M社は、この盗難警報機を工場の倉庫で約1ヶ月にわたり様々なテストを行った結果、これを天井に取付けたときに、ブザーが止まらないことを発見し、大変満足したのです。そこで、M社はB社に「前回購入した見本の盗難警報機と同じもの」を100セット注文し、A社を経て、S社に注文が届きました。その頃までに、S社の開発担当者は、この盗難警報機を100%完成させていました。機械の構造は全く変わりないので、専門家が見ても前回販売した機械と完成した機械の相違は分からないということでした。M社では、これを工場内の倉庫その他の施設に取付けました。ある日、夜中に盗難事故が発生し大量の製品が盗まれましたが、警報機が20分位で自動的に鳴り止んだので、工場内を巡回していた警備員は盗難に気付かなかったのです。そこで、M社は100セットの盗難警報機が見本に一致しないことを理由にB社に損害賠償を請求しました。A社もS社も最初の1セットと2回目の100セットがいずれもM社の注文であったことを知りませんでした。また、最初の1セットの盗難警報機が天井に取付けられたことも事故発生の説明まで知りませんでした。M社とB社は、後日他社から購入する商品（見本）が承認されることを条件として、これと同じ物を100セット購入する契約を結んでいたのでしょうか。またこれは見本売買でしょうか。さまざまな問題が考えられます。

2.6.2 見本提供前に成立した契約で生じる問題

しばしば、見本を提供する前に契約が成立し、その契約自体の中に見本の提供に関する項を定めていることがあります。上記のWood Components of London v. James Webster & Brother Ltd.事件にみられるような契約です。これは、SGAに規定されているような種類の見本売買ではなく、解釈上、さまざまな問題を発生させています。まず第1は、売主にこのような見本を提供する義務があるのか、あるいは、このような契約に絶対に従わなければならないのかという問題です。第2は、見本は、この契約に定められている記述的な言葉に一致しなければならないのでしょうか[14]、あるいは、このような記述的な言葉は一般的な意向を示すだけなのか[15]、という問題です。そして、このような見本売買において、物品の記述の全部または一部が提供された見本に一致しなければならないのかという問題が生じます[16]。第3の問題は、買主は提供され

14 *John Bowron & Son Ltd. v. Rodema Canned Foods Ltd.* [1967] 1 Lloyd's Rep. 183.

15 *Ibidl.*

16 *Joseph Travers & Sons Ltd. v. Longel Ltd.* (1948) 64 T.L.R. 150; *R. W. Cameron & Co. v. L. Stutzkin Pty Ltd.* (1923) 32 C.L.R. 81.

た見本を全く自由に拒絶する権利があるか否か[17]、あるいは、この見本が記述に一致していないという納得の行く理由がある場合にのみ、買主はこれを拒絶できるのかということです[18]。これらの問題ならびにこれに類似する問題[19]は、いずれも解釈上の問題です[20]。

2.7 現物を見た場合の物品の記述

1979年SGA第13条第3項は、「買取選択権付賃貸借（sale or hire）条件で、物品が買主の選択に任されているという理由だけで、物品の売買が記述による売買であることを妨げられることはない」と規定しています[21]。1973年の物品供給（黙示条項）法[22]の制定以前においても、買主が物品を検査または試用した場合[23]、または何の説明もなく、買主が大量の在庫品の中から物品を選別した場合[24]でも、それが記述売買であることは明らかでした。同様に、セルフサービス店においける物品の販売についても、包装の外側やラベルなどに物品に関する表示をする場合には、それは記述による売買であり得たのです。しかし、1973年の物品供給（黙示条項）法により、1893年SGA第13条に第2項（1979年SGA第13条第3項）が挿入されて、これらの点が明確にされました。また、記述的な言葉が用いられている場合でも、それが目的物に関する便宜的なラベル以外の何ものでもないこともあります[25]。

2.8 他の制定法の規定

1979年SGA第13条の規定に対応する他の制定法の規定はありませんが、参考までに、1967年国際売買統一法（the Uniform Laws on International Sales Act 1967; ULISと略称）の第33条およびアメリカ統一商法典（the Uniform Commercial Code; UCCと略称）第2編売買の第2-313条と第2-317条を参考までに掲げます。

2.8.1 ULIS第33条

「第1項　売主は、以下に掲げる物品を交付（hand over）した場合には、引渡の義務を履行したものとみなされない。

---

17 *Wood Components of London v. James Webster & Brother Ltd., supra.*
18 *John Bowron & Son Ltd. v. Rodema Canned Foods Ltd., supra.*
19 *Terfloth and Kenndy Ltd. v. Christy Crops Ltd.* (1977) 27 N.S.R.(2d) 433.
20 M. Bridge, *Benjamin's Sale of Goods*, 8th ed., 2010, Para.11-077.
21 The Supply of Goods (Implied Terms) Act 1973の第2条により、1893年SGA第13条第2項として挿入され、1973年SGAの改正の際に、第13条第3項になりました。
22 The Supply of Goods (Implied Terms) Act 1973 (1973 c.13).
23 *Beale v. Taylor* [1967] 1 W.L.R. 1193 (automobile); *David Jones Ltd. v. Willis* (1934) 52 C.L.R. 110 (shoes); *Thornett and Fehr v. Beers & Son* [1919] 1 K.B. 486, 488-489.
24 *H. Beecham & Co. Pty. Ltd. v. Francis Howard & Co. Pty Ltd.* [1921] V.L.R. 428.
25 *Joseph Travers & Sons Ltd. v. Longel Ltd., supra; Houndsditch Warehouse Co. Ltd.v.Walter Ltd.* [1944] 2 All E.R. 518.

(a) 売買された物品の一部だけ、あるいは、売買契約の数量を超過または不足する数量の物品

(b) 売買契約と関係のない、または異なる種類の物品

(c) 売主が買主に送付した見本(sample)または雛型(model)の品質に適合しない物品。ただし、売主が、物品について見本または雛型に一致する旨の明示または黙示の保証をしないで、これを買主に送付したときは、このかぎりでない。

(d) 通常の使用または商業上の試用に必要な品質を有しない物品

(e) 売買契約に明示的または黙示的に述べられている或る特性(characteristic)の目的に必要な品質を有しない物品

(f) 一般的に、売買契約に明示的または黙示的に述べられている品質および特性を有しない物品

第2項　数量の相違、物品の一部の欠如、品質または特性の欠如は、これが重要でない場合には、考慮されないものとする。」

2.8.2 UCC 2-313条

「UCC 2-313条　確言、約束、記述、見本による明示の保証

(1) 売主による明示の保証(express warranty)は次のように生じる。

(a) 売主が買主に対してなした事実の確言(affirmation)または約束(promise)であって、その物品に関連するものであり、かつ取引の基礎(basis of the bargain)の一部をなすものは、その物品が確言または約束に合致する旨の明示の保証を生ぜしめる。

(b) 物品についての記述(description)で取引の基礎をなすものは、その物品がその記述に合致する旨の明示の保証を生ぜしめる。

(c) 見本(sample)または雛型(model)で取引の基礎をなすものは、その物品の全体(the whole of the goods)がその見本または雛型に合致する旨の明示の保証を生ぜしめる。

(2) 明示の保証の発生とは、売主が「担保する(warranty)」もしくは「保証する(guarantee)」といった形式的文言を使用することも、また売主が担保または特別の意見を有していることも必要でない。しかし、物品の価値についての確言または物品についての売主の意見もしくは推奨にすぎないような表示(statement)は、保証を生ぜしめない。」

2.8.3 UCC 2-317条

「UCC 2-317条　明示または黙示の保証の重複と衝突

明示であると黙示であるとを問わず、保証(warranty)は相互に両立するものとして、かつ、重複(cumulative)するものとして解釈されなければならない。しかし、そのような解釈が不合理であるときは、どの保証が優先するかは、当事者の意思により決定されるものとする。その

意思を確定するには、次の法則が適用される。

(a) 正確なまたは専門技術的な明細書(technical specification)と見本(sample or model)または一般的な記述文言(general language of description)とが矛盾するときは、前者による。

(b) 現存する物品全体(existing bulk)から抜き取った見本と一般的な記述文言とが矛盾するときは、前者による。

(c) 明示の保証と黙示の保証とが矛盾するときは、前者による。ただし、特定の目的に適合する旨の黙示の保証は、このかぎりでない。」

(続)

記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

3.1 2012年6月14日

ウィーンで開催される第20回国連CEFACTフォーラムの登録が開始されました。
フォーラムの案内及び登録フォームはこちらからダウンロード願います。

http://www.unece.org/index.php?id=29610

3.2 2012年6月1日

国連CEFACT 2012-2013年の活動計画案付属書（総会に於ける各国代表団の意見及びコメント一覧）が下記のWEB上にて閲覧可能となりました。フランス語およびロシア語版も間も無く公開予定です。

http://www.unece.org/fileadmin/DAM/cefact/cf_plenary/plenary12/ECE_TRADE_C_CEFACT_2012_11E_PoW.pdf

3.3 2012年5月30日

業務要件仕様書（Business Requirement Specification：BRS）および要求仕様マッピング（Requirements Specification Mapping：RSM）の文書テンプレートとその指針がビューロにより承認され、下記国連/CEFACTのWEBにてそれぞれ閲覧可能となりました。

http://www.unece.org/fileadmin/DAM/cefact/brs/BRS-DocumentationTemplate.doc
http://www.unece.org/fileadmin/DAM/cefact/rsm/RSM-DocumentationTemplate.doc

― 協会ホームページのリンク集のご案内 ―

http://www.jastpro.org/link/index.html

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

▶ 当協会に関係する我国の官公庁・公的機関（独立行政法人を含む）
▶ 輸出入関係手続きに関係する業界団体等
▶ 輸出入関係手続きに〔国内物流〕関係する情報源と用語集
▶ 国際空港の公式ページ
▶ 国際貿易港の公式ページ
▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関係する国際機関
▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、日本財団、一般財団法人貿易・産業協力振興財団からの助成金等、関係業界からの寄付金および賛助会費ならびにコード事業の収入によって行われております。

JASTPRO **第38巻 第3号 通巻第405号**

・禁無断転載

平成24年6月29日発行　JASTPRO刊12-03

発 行 所　（財）日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電　話　03-3555-6031（代）
ファクシミリ　03-3555-6032
http://www.jastpro.org

編 集 人　山 本 達 見

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。

印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、これまで通り口数を配布部数の上限とさせて頂きます。（電子版には制限はございません。）

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

（財）日本貿易関係手続簡易化協会
業務第三部長　平井一海
E-mail address: k-hirai@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
International
Trade
PROcedures